

自動車の点検整備制度



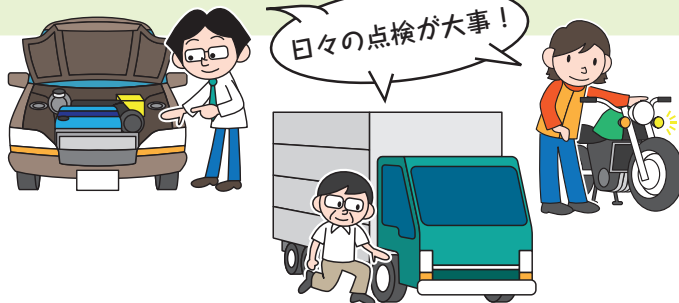
自動車の点検整備の実施は
法律により義務付けられています！

自動車の使用者は、自動車の点検と必要に応じて整備を行い、当該自動車を保安基準に適合（不具合または不具合に至る可能性が高い箇所が無い状態）するように維持しなければなりません。

自動車使用者の点検及び整備の義務

○日常点検整備

自動車の使用者は、適切な時期に日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければなりません。なお、自家用及び事業用貨物自動車等（3か月または6か月定期点検義務付け車両）の使用者または運行者は、一日一回、その運行の開始前に点検をしなければなりません。また、点検の結果、不具合に至る可能性が高いまたは不具合がある場合は、必要な整備をしなければなりません。



○定期点検整備

自動車の使用者は、国が定める期間ごとに自動車点検基準に則り自動車を点検しなければなりません。（詳細は「主な車検の有効期間及び定期点検間隔一覧表」を参照）

【3か月ごとに点検の実施が必要な車両】

- ・事業用自動車 ・車両総重量8トン以上の自家用自動車
- ・その他の国土交通省令で定める自家用自動車

【6か月ごとに点検の実施が必要な車両】

- ・車両総重量8トン未満の自家用貨物自動車
- ・その他の国土交通省令で定める自家用自動車

【1年ごとに点検の実施が必要な車両】

- ・上記以外の自動車

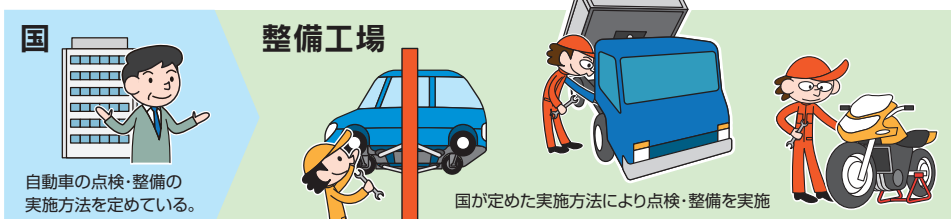
なお、点検の結果、不具合に至る可能性が高いまたは不具合がある状態の場合は、必要な整備をしなければなりません。



○自動車の点検及び整備に関する基準

自動車の下記の点検・整備の実施方法は国により定められています。

- ・日常点検及び定期点検の実施方法
- ・点検の結果必要となる整備の実施方法
- ・点検及び整備に関し必要な事項



※上記内容については、道路運送車両法 第四章 道路運送車両の点検及び整備及び第四十七条の二、第四十八条、第五十七条に定められています。

主な車検の有効期間及び定期点検間隔一覧表

対象車種	点検区分等	検査証の有効期間		定期点検の間隔(使用する別表)					備考(主な車種等)	
		初回	2回目以降	(別表3) 3ヶ月	(別表4) 3ヶ月	(別表5) 6ヶ月	(別表6) 1年	(別表7) 1年		
自家用自動車	乗用	普通・小型	3年	2年				●		一般の乗用車(マイカー)
		軽	3年	2年				●		
		三輪	2年	←			○			
	定員11名以上		1年	←	○					マイクロバス
	幼児専用車(定員10人以下)		1年	←			○			園児送迎車(定員は大人換算)
	貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○					トラック(三輪を含む)
		車両総重量8トン未満	2年	1年			○			
		車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○				
		車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年			○			
		軽	2年	←				●		
	二輪	小型	3年	2年					●	250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
	検査対象外軽自動車		無	←					●	126cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
	特種	普通・小型	2年	←	○8t以上		○8t未満			キャンピング車、教習車(乗用)、消防車、キャンピング・トレーラ
	特種 貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○					タンク車、散水車、現金輸送車、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、給水車
		車両総重量8トン未満	2年	1年			○			
		車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○				ボート・トレーラ
		車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年			○			
	特種	軽	2年	←				●		ボート・トレーラ
大特	車両総重量8トン以上	2年	←	○					ホイール・クレーン	
	車両総重量8トン未満	2年	←			○			フォーク・リフト	
大特 貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○					ストラドル・キャリヤ	
	車両総重量8トン未満	2年	1年			○				
	車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○				ポール・トレーラ	
	車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年			○				
検査対象外軽自動車		無	←			○			そり付き、カタビラ付軽自動車	
運送事業用	旅客	普通・小型	1年	←	○					バス、タクシー、ハイヤー
		軽	2年	←	○					福祉タクシー
	貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○					貨物運送事業者のトラック(三輪)
		車両総重量8トン未満	2年	1年	○					
		車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○				
		車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年		○				
	二輪		3年	2年				●		
霊柩		通常タイプ	2年	←	○				霊柩車	
定員11名以上		1年	←	○					霊柩車バス形状	
レンタカー	乗用	普通・小型	2年	1年			○			マイカー型
		軽	2年	←			○			
		三輪	2年	1年	○					
	定員11名以上		1年	←	○					マイクロバス
	幼児専用車(定員10人以下)		1年	←	○					園児送迎車(定員は大人換算)
	貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○					トラック(三輪を含む)
		車両総重量8トン未満	2年	1年	○					
		車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○				
		車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年		○				
		軽	2年	←			○			
	二輪	小型	2年	1年			○			250ccを超えるバイク(三輪バイクを含む)
	検査対象外軽自動車		無	←			○			126cc以上250cc以下のバイク(三輪バイクを含む)
	特種	普通・小型	2年	1年	○					キャンピング車
	特種 貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○					タンク車、冷蔵冷凍車
		車両総重量8トン未満	2年	1年	○					
		車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○				
		車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年		○				
	特種	軽	2年	←			○			
大特	車両総重量8トン以上	2年	1年	○					ホイール・クレーン	
	車両総重量8トン未満	2年	1年	○					フォーク・リフト	
大特 貨物	車両総重量8トン以上	1年	←	○					ストラドル・キャリヤ	
	車両総重量8トン未満	2年	1年	○						
	車両総重量8トン以上トレーラ	1年	←		○				ポール・トレーラ	
	車両総重量8トン未満トレーラ	2年	1年		○					
検査対象外軽自動車		無	←	○					そり付き、カタビラ付軽自動車	

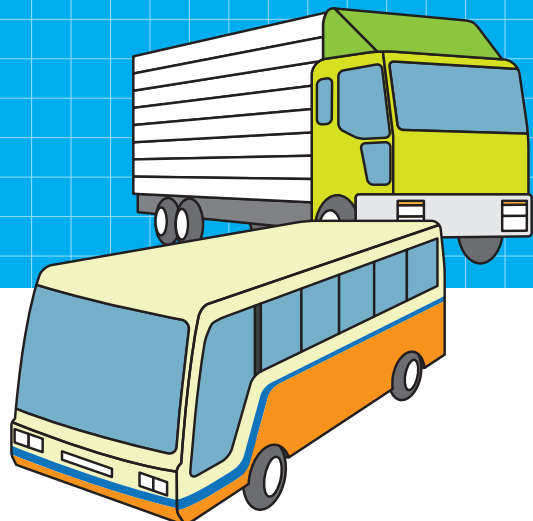
(注)点検整備記録簿の保存期間は ●印:2年 ○印:1年

法定3か月定期点検

(貨物自動車・バス等)

定期点検で車両の故障原因になる不具合を早期発見!

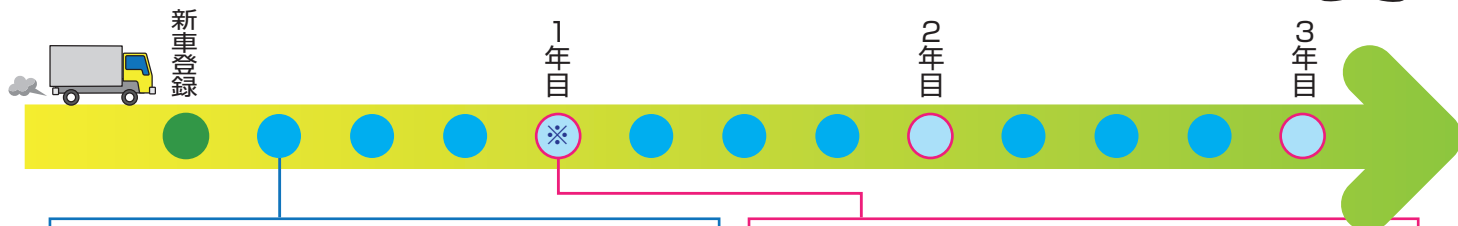
定期点検は、自動車の故障を未然に防ぎ、その性能維持を図るために行う点検です。事業用自動車等の定期点検は、自家用乗用車などとは異なる使用状況や走行距離などを考慮し、3か月ごとに行うことが義務付けられています。



定期点検実施スケジュール

※車両総重量8トン未満の事業用貨物自動車等は新車登録からの初回車検は2年目となります。(その他車種により異なる)なお、上記の場合においても、新車登録から1年目は12か月定期点検の実施が必要です。

走行中の故障は重大な事故を引き起こす可能性があるばかりではなく、輸送スケジュールの遅延や積荷の損傷など、お客様へも損害を与えてしまう可能性があります。



…3か月定期点検

安全確保、公害防止及び故障予防の観点から、車検と車検の間の3か月ごとに車両の構造、装置が正常に機能しているかを国が定める基準に沿って点検し、必要に応じて部品交換・修理・調整等を行います。

…車検(継続検査)+12か月定期点検

車検とは、一般的に自動車検査証の有効期限が満了した後も引き続きその自動車を使用するときに受ける検査(継続検査)を指します。また、車検時に行う12か月定期点検では、3か月定期点検項目に加え、国が定める基準に沿ってさらに多くの点検項目を実施します。

定期点検の実施の有無や次回の定期点検の実施時期は、車両前面ガラスのステッカーで確認できます。

点検・整備を怠ることによる故障・不具合事例

搭乗者の命に係わるリスク

燃料漏れによる車両火災

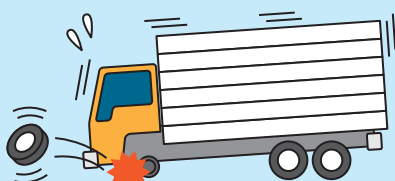
燃料ホース等に亀裂が生じることで燃料漏れを引き起こすことがあります。漏れた燃料がエンジンなどの熱源により着火し車両火災に至ってしまった場合運転者だけでなく同乗者等も危険にさらすことになります。



他人の命に係わるリスク

装置破損による車輪脱落

車軸を支えるベアリングの不具合などにより走行装置が破損することで、走行ができなくなるケースがあります。また、それにより車輪が脱落してしまった場合、歩行者や他の交通なども危険にさらすことになります。



多大な出費のリスク

オーバーヒートによる路上故障

冷却不良を起こしエンジンがオーバーヒートしてしまった場合、多大な出費を要する可能性はもちろん、大事な予定に支障を及ぼすだけでなく、交通渋滞の原因になり、他人にも迷惑をかけることになります。



法定6か月定期点検

(貨物自動車・バス等)

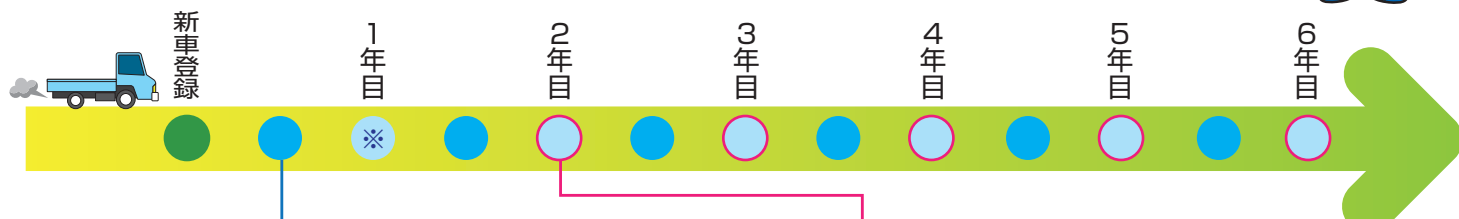
定期点検で車両の故障原因になる 不具合を早期発見!

定期点検は、自動車の故障を未然に防ぎ、その性能維持を図るために行う点検です。自家用貨物自動車等の定期点検は、自家用乗用車などとは異なる使用状況や走行距離などを考慮し、6か月ごとに行うことが義務付けられています。

定期点検実施スケジュール

※車両総重量8トン未満の自家用貨物自動車等は新車登録からの初回車検は2年目となります。(その他車種により異なる)なお、上記の場合においても、新車登録から1年目は12か月定期点検の実施が必要です。

走行中の故障は重大な事故を引き起こす可能性があるばかりではなく、輸送スケジュールの遅延や積荷の損傷など、お客様へも損害を与えてしまう可能性があります。



…6か月定期点検

安全確保、公害防止及び故障予防の観点から、車検と車検の間の6か月ごとに車両の構造、装置が正常に機能しているかを国が定める基準に沿って点検し、必要に応じて部品交換・修理・調整等を行います。

…車検(継続検査)+12か月定期点検

車検とは、一般的に自動車検査証の有効期限が満了した後も引き続きその自動車を使用するときに受ける検査(継続検査)を指します。また、車検時に行う12か月定期点検では、6か月定期点検項目に加え、国が定める基準に沿ってさらに多くの点検項目を実施します。

定期点検の実施の有無や次回の定期点検の実施時期は、車両前面ガラスのステッカーで確認できます。

点検・整備を怠ることによる故障・不具合事例

搭乗者の命に係わるリスク

燃料漏れによる車両火災

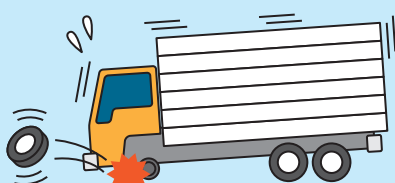
燃料ホース等に亀裂が生じることで燃料漏れを引き起こすことがあります。漏れた燃料がエンジンなどの熱源により着火し車両火災に至ってしまった場合運転者だけでなく同乗者等も危険にさらすこととなります。



他人の命に係わるリスク

装置破損による車輪脱落

車軸を支えるベアリングの不具合などにより走行装置が破損することで、走行ができなくなるケースがあります。また、それにより車輪が脱落してしまった場合、歩行者や他の交通なども危険にさらすこととなります。



多大な出費のリスク

オーバーヒートによる路上故障

冷却不良を起こしエンジンがオーバーヒートしてしまった場合、多大な出費を要する可能性はもちろん、大事な予定に支障を及ぼすだけでなく、交通渋滞の原因になり、他人にも迷惑をかけることとなります。



法定12か月定期点検

車検時

(貨物自動車・バス等)

車検を通すだけでなく
安全のため点検も併せて実施します！

車検は、その時点で車両が国の定める基準に適合しているかのみを判断するものですので、その後の安全性を保証するものではありません。

従って3か月または6か月定期点検よりも更に多くの点検項目を実施し、より正確なクルマの状態を把握・対策することにより、故障を未然に防ぎ、その性能維持を図ります。

車検
(自動車検査)

現時点で国が定める最低限の基準に対して適合・非適合を検査

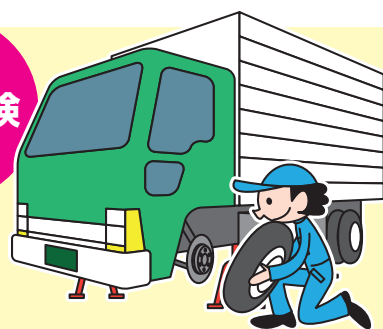


一般的にユーザー車検やユーザー車検代行業者では、車検を通すだけのことが多い。

そこで必要なのが

ユーザー車検(定期点検未実施)後に発生している故障は定期点検の実施でほとんどの場合、防止できます。

定期点検



車検後の故障を防ぐため、長期的な安全性を考慮して確認・対策します！

自家用貨物車等の
定期点検項目
(平成27年8月現在)

6か月点検 : 全21項目
12か月点検 : 全77項目

12か月点検時は6か月点検項目(21項目)と12か月点検項目(56項目)を併せて実施

事業用貨物車等の
定期点検項目
(平成27年8月現在)

3か月点検 : 全47項目
12か月点検 : 全96項目

12か月点検時は6か月点検項目(47項目)と12か月点検項目(49項目)を併せて実施

※車両及び車両の使用状況(シビアコンディション)等により、標準よりも早めの点検やメーカーが指定した部品交換等が必要な場合があります。詳しくは車両に備えているメンテナンス・ノートに記載しています。

各装置の定期点検項目一例

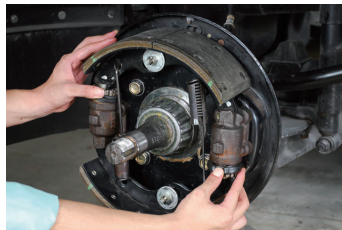
ステアリング装置

ハンドル操作の不具合を防止するため、「ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み」等を点検します。



ブレーキ装置

ブレーキの効き不良を防止するため、「ホイール・シリンダの機能、摩耗および損傷」等を点検します。



走行装置

ホイールの脱落等を防止するため、「ホイール・ナットおよびホイール・ボルトの緩み」等を点検します。



サスペンション

サスペンションの異音の発生や不具合を防止するため、「リーフ・サスペンションの取付部および連結部の緩み、がた、損傷」等を点検します。



動力伝達装置

走行時の振動や動力伝達不良を防止するため、「プロペラシャフト連結部の緩み」等を点検します。



電気装置

充電不良や各電子機器の動作不良を防止するため、「バッテリー・ターミナル部の接続状態」等を点検します。



エンジン

エンジン出力低下や、排気ガスの漏れを防止するため、「シリンダ・ヘッドおよびマニホールド各部の締付け状態」等を点検します。



ばい煙・悪臭のあるガス・有害ガスなどの発散防止装置

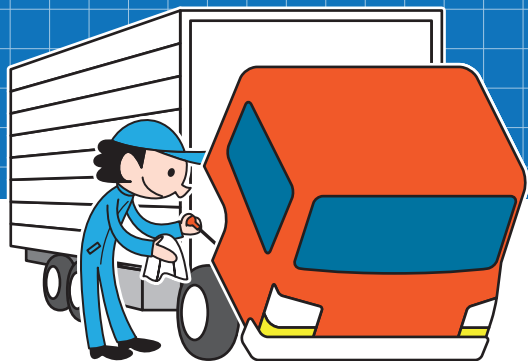
排気ガスの漏れによる大気汚染を防止するため、「排出ガス減少装置の取付の緩みおよび損傷」等を点検します。



法定日常点検

(貨物自動車・バス等)

日常点検をご自分で行わない方、
行く機会が少ない方、
整備工場にお任せ下さい!



日常点検は、走行距離や運行時の状態から判断した適切な時期に、国が定めた点検を行う必要があります。

基本的にはユーザー自身が行うものですが、普段あまり実施していない方、やり方が分からない方は整備工場にお任せ下さい。

日常点検実施のメリット

おでかけ中の
故障トラブルを防ぎます!



日常点検で、クルマの
状態変化がよくわかる!



点検は
短い待ち時間でOK!



主な点検項目

点検箇所	点検内容	点検箇所	点検内容
1 ブレーキ	① ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 ○ { ・ブレーキ・チャンパのロッドのストロークが適当であること } (※1) { ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間が適当であること }	3 バッテリー	(※1) ① 液量が適当であること。
	② ブレーキ液の量が適当であること。	4 原動機	(※1) ① 冷却水の量が適当であること。
	③ 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。		(※1) ② ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。
	④ ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合に ブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。		(※1) ③ エンジン・オイルの量が適当であること。
	⑤ 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。	(※1) ④ 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。	
2 タイヤ	① タイヤの空気圧が適当であること。(含むスペア・タイヤ)	5 灯装置および 方向指示器	① 点灯または点滅具合が不良でなく、かつ、汚れおよび損傷がないこと。
	② 亀裂および損傷がないこと。	6 ウインド・ウォッシャー およびワイパー	(※1) ① ウインド・ウォッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。
	③ 異状な摩耗がないこと。		(※1) ② ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
	(※1) ④ 溝の深さが十分であること。	7 エア・タンク	① エア・タンクに凝水がないこと。
	(※2) ⑤ ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。		

注：(※1)印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
(※2)印の点検は、車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る。
○印の点検は、エア・ブレーキを用いた自動車についての点検を示す。

長期使用車両向け

点検・整備項目

(貨物自動車・バス等)

あなたのクルマは大丈夫？
お車を未永く快適に使用するために！

車は多くの部品から構成されており、使用されている間に各部が摩耗したり劣化することが避けられません。

そのまま使い続けると性能が低下したり、故障の原因となりますので、車両を安全・快適に使用するために、年式や走行距離に応じた点検・整備が必要です。



自動車整備業界では、これまでの経験をもとに「長期使用車両向け点検・整備項目」を設定しています！

長期使用車両向け点検・整備項目の一例 (貨物自動車・バス等)

定期点検と一緒に実施が効果的！

エンジンマウントラバー及びブラケットの状態 エンジンルームからガタガタ音と振動が発生

ゴム部品等の劣化により亀裂や損傷が発生しショックを吸収できず、異音や振動につながる恐れがあります。



各種ペダルパッドの摩耗 ペダルを踏む際に滑りやすくなる

ブレーキ、アクセル、クラッチ等のペダルパッドが摩耗すると、滑りやすくなります。



インジケータランプの点灯状態 車の不調に気付かず重症に

警告灯のランプが切れていると、車の不調やトラブルが起きた際にドライバーに情報が伝わらず、重度の故障に繋がる恐れがあります。



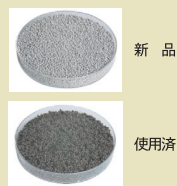
ラジエータキャップの状態 オーバーヒート

ラジエータキャップの機能により、通常冷却水の沸点は1000C超に保たれています。ラジエータキャップが損傷すると、沸点が下がり冷却水が沸騰し、あふれ出すことでオーバーヒートする可能性があります。



エアドライヤーの乾燥剤(ゴム部品)の交換 ブレーキの効きや戻りが悪くなる

エアの除湿作用が低下し、エアタンクや配管内に水分が浸入することで、ブレーキ機器の腐食や劣化が進行し、エア漏れが発生することで制動力が低下し、停止距離が長くなる、またブレーキの引きずりを起こす可能性があります。なお、寒冷地では水分が凍結、ブレーキ機器や配管が詰まる恐れがあります。



ブレーキ倍力装置のゴム部品 (インナーキット・バキュームホース)の交換 ブレーキの効きや戻りが悪くなる

バキュームホースの破損や、ゴム部品類の劣化・膨潤からシール性が失われ、倍力機構が働かず停止距離が長くなる、またブレーキの引きずりを起こし、最悪、車両火災に至る可能性があります。



各種部品の交換 ブレーキの効きや戻りが悪くなる

各種ゴム部品類の劣化・膨潤からシール性が失われ、倍力機構が働かず停止距離が長くなる。またブレーキの引きずりを起こし、最悪、車両火災に至る可能性があります。



コンピュータ・システム による車両診断



目に見えない電子的な不具合を
チェックできます！

最近の車では、低燃費性能の追求や交通事故回避のため、電子装置を多用して制御しているため、コンピュータ・システム(スキャンツール)を使わなければ正確な状態を把握できない装置が増えています。

定期点検と同様に継続的にコンピュータ・システム(スキャンツール)による診断を実施し、クルマ(電子的装置)の状態を把握することで、目に見えない不具合の発見が効率よく行えます。

故障修理時



不具合箇所の
究明

コンピュータ・システム (スキャンツール)による診断



車検・定期点検時など

潜在的な
不具合の
有無を把握



故障箇所の究明時間を短縮！

突然の故障を未然に防ぐ！



スキャンツールとは？

自動車用のスキャンツールとは、自動車の各装置の目視等では分からない情報を入手できる診断用ツールのことです。

スキャンツールで診断できる代表的な装置例

エンジン

点火装置、燃料装置、吸気装置、冷却装置、排気装置 等

トランスミッション

変速装置、断続装置 等

エアバック

展開装置 等

ブレーキ

ABS装置、アシスト装置 等



(注意) スキャンツールの種類や性能及び車両等により、診断できる装置及び内容が異なります。また、全ての不具合を発見できるものではありません。

自動車メーカー指定 定期交換部品／点検・整備項目

定期交換部品

交換を怠ると突然故障に陥る可能性があります！

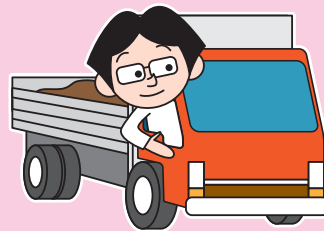
自動車メーカーでは、お車を安全・快適にご使用いただくことを目的に、使用過程において消耗・劣化が生じる部品などについて、定期的な交換時期を定めています。

自動車メーカー



法定定期点検では消耗・劣化の有無の判断が困難な部品などについて定期交換部品として指定

お客様



使用過程で部品が消耗・劣化

整備工場



自動車メーカー指定定期交換部品について、使用状況などを考慮して交換

(注意)自動車メーカー指定定期交換部品は、個々の自動車によって異なります。

点検・整備項目

法定定期点検に含まれていない点検・整備は、別途実施が必要です！

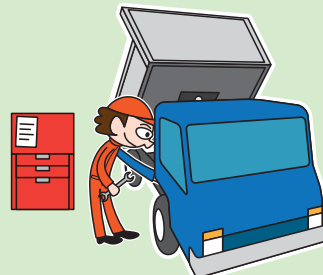
自動車メーカーでは、法定定期点検・整備以外に、個々の自動車の特有の装備などについて、定期的な点検・整備時期を設けています。なお、ハイブリッド車や天然ガス車などの特殊装置についても、自動車メーカー指定点検・整備項目が設けられています。

自動車メーカー



法定定期点検には含まれない装備などについて定期点検・整備項目として指定

法定点検・整備



整備工場



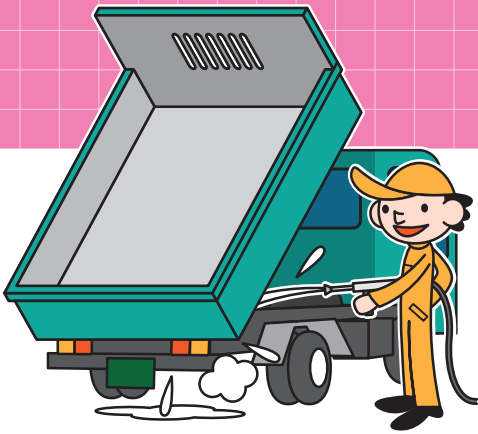
法定点検・整備に加え、自動車メーカー指定の点検・整備を実施

(注意)自動車メーカー指定点検・整備項目は、個々の自動車によって異なります。

下廻り防錆メンテナンス

(貨物自動車・バス等)

フレーム、足廻りを腐食から守る！



経年劣化や道路で使用される凍結防止剤など様々な要因により、車両下部の床下部品に腐食が発生する恐れがあり、フレームや足回りの錆による腐食は、部品の強度を低下させます。最悪の場合、錆による板厚減少によってフレーム破損につながることもさへあります。

こうした事態を防ぐには、日常の下廻り洗浄に加え防錆力を確保するための定期的な防錆メンテナンスが不可欠です。

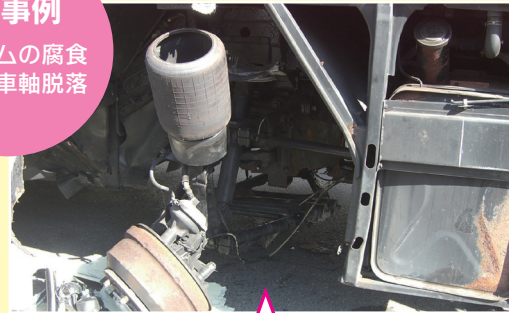
錆を促成させる要因

- 凍結防止剤
- 海塩粒子(海水、波しぶき、潮風)
- 煤煙、油煙、粉塵、鉄粉、石灰粉などの化学物質
- 樹液、鳥の糞、虫の死骸
- 飛び石



事故事例

フレームの腐食による車軸脱落



下廻りの腐食を防ぐために必要なメンテナンス

メンテナンス	実施内容
①下廻り洗浄	高圧スチームで泥、凍結防止剤、融雪剤、その他付着物を除去
②打音検査	点検ハンマーによる打音検査により腐食の有無を確認
③フクレ塗膜、浮錆の除去	ジェットタガネやブラシサンダー等で除去
④エアブロー清掃	濁りや浮遊物が見えなくても、塩類や塩素、藻類等たまり水が凝集すると腐食生成物となることあるため、十分にエアブロー
⑤防錆塗装	機能を阻害する恐れのある部位にマスキング処理を施し塗装

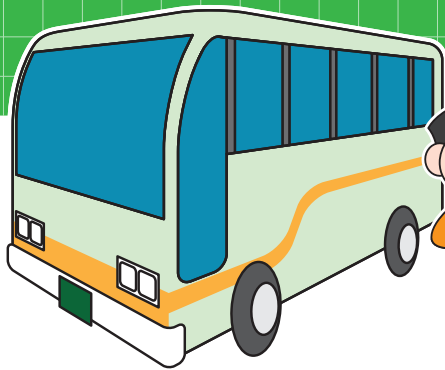


下廻り洗浄作業例



下廻り塗装例

整備管理者制度 (貨物自動車・バス等)



運送事業者においては注意が必要です！

整備管理者制度は、運送事業場における点検・整備を徹底することにより事故の防止、環境の保全を図ることを目的として定められています。

整備費用の削減や忙しさ等を理由に点検・整備を怠ることは、本制度に反することとなり、また、車両故障を引き起こすリスクを背負うだけでなく、路上故障を原因とした重大事故の発生や車両火災による車両や積荷の焼失等を招く可能性があります。

その結果として、経営的なコスト増、取引先からの信用を失う、搭乗者の命と他人の命の両方を危険にさらす等、あってはならない結末が十分考えられます。

このようなリスクを減らすためには、適切な点検・整備の実施が必要不可欠です。

整備管理者の選任

保守管理について特に専門的知識が必要と認められる自動車について、一定台数以上のものの使用の本拠ごとに、整備管理者の選任を義務づけており、整備管理者を選任したときは、15日以内に地方運輸局長に届出を義務づけています。

		事業用	レンタカー	一般 自家用	軽貨物 運送事業
バス(30人以上)		一両			/
バス(29人以下)		二両			
乗車定員 10人以上	車両総重量8トン以上	五両	五両	五両	/
	車両総重量8トン未満	五両	十両		

整備管理者の主な権限

整備管理者を選任しなければならない者(大型自動車使用者等)は、整備管理者に対し、その職務の執行に必要な権限を与えなければなりません。

- 日常点検の実施方法を定める。
- 日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定する。
- 定期点検を実施する。
- 随時必要な点検を実施する。
- 点検の結果必要な整備を実施する。
- 定期点検と整備の実施計画を定める。
- 点検及び整備に関する記録簿を管理する。
- 自動車車庫を管理する。
- 点検及び整備等に関し、運転者、整備員等を指導・監督する。

整備管理規程

整備管理者は、整備管理規程を定め、これに基づき業務を行う必要がある。

※整備管理者制度については、道路運送車両法第五十条、第五十二条に定められています。

罰則

道路運送車両法第110条(30万円以下の罰金)